



平成29年(2017年)

毎月1日·11日·21日発行 発行:江東区/編集:広報広聴課 〒135-8383 江東区東陽四丁目11-28 http://www.city.koto.lg.jp **☎3647-9111**(代) FAX**5634-7538**

パブリックコメント特集号

中間の

健相談所、各出張所、各図書館 役所2階)、保健所および各保 ムページ、地域ケア推進課・介中間のまとめ全文は、区ホー 区の考え方は、後日、区報・ できます。寄せられたご意見や 各長寿サポートセンターで閲覧 護保険課窓口(区役所3階)、 ホームページで公表します。ご こうとう情報ステーション(区

> ださい。 意見に対する個別回答は行いま あらかじめご了承く

> > 3階3番)

窓口へ。区ホームペ

階7番)・介護保険課(区役所

地域包括ケアを支える専門職に明会は2部構成で、第1部ではか所で説明会を開催します。説また、下表のとおり、区内6 説明会を開催します。ぜひご参 よる講演会、第2部では計画の 加ください また、下表のとおり、区内

せんので、

皆さんにその概要をお知らせするとともに、パブリックコメン 者地域包括ケア計画 (中間のまとめ)」を作成しました。区民の (意見募集) を実施します。 掲載のはがき等)・ファクスま の方は在勤、在学等も)③年齢 ④ご意見を記入し、郵送(区報 たは地域ケア推進課(区役所3 [提出方法] ①氏名②住所

このたび区では、平成30~32年度を期間とする「江東区高齢

[意見募集期間] 12月1日

金

受付は行いません)。

[今後のスケジュール]

FAX (3647)946

意見募集締切後、平成30年3

(区 外

介護保険課庶務の

区民への公表を予定しています。 月に計画策定、区議会への報告、

[中間のまとめ]に対するご意見をお寄せください

説明会 費無料甲当日直接会場へ(先着順)

ージからも提出できます(電話

--(きりとり線)---

	時間	会場	定員
12/13	14:30~	亀戸文化センター5階 第1・2	80人
(水)	16:15	研修室(亀戸2-19-1)	
12/14	14:30~	森下文化センター3階 第1・2	60人
(木)	16:15	研修室(森下3-12-17)	
12/15	10:00~	砂町文化センター2階 第3・4	65人
(金)	11:45	会議室(北砂5-1-7)	
12/16	14:30~	江東区文化センター3階 第1	80人
(土)	16:15	・2研修室(東陽4-11-3)	
12/18	14:30~	総合区民センター7階 第5会	60人
(月)	16:15	議室(大島4-5-1)	
12/19 (火)	18:00~ 19:45	豊洲文化センター8階 第2研修室(豊洲2-2-18)	50人
宣 扫	E }	- 括 冊 75 由 ■	

部

副画の趣旨 少子高齢化が急速 いわゆる「団塊の世代」が に進展する

4ケアシステムの構築のため、 46ケアシステム」を構 『齢者福祉と介護保険の取り組 が求められています。 域の実情に応じて 歳以上となる平成37年までに、 本計画は、区における地域包 築するこ 「地域包

地域包括ケアシステムとは み指針を示すものです。

護」、「介護予防」、「住まい」お 慣れた地域でその有する能力に のことです。平成37年を見据え、 援」が包括的に確保される体制 よび「自立した日常生活の支 地域包括ケアシステムの段階的 とができるよう、「医療」、「介 応じ自立した日常生活を営むこ 高齢者が、可能な限り、住み

包括推進係 行

իլիցիկիկկիլութակակարեցեցեցեցեցեցեցեցելել

(素案)も同時に意見 害児福祉計画 4~3面に掲載 ・障害福祉計画

な構築を進めます。

-(きりとり線)

6187 差出有効期間 平成29年12月 28日まで

料金受取人払郵便

深川局承認

▲生きがいを持ち楽しく健康な毎日を(写真は東陽福祉会館)

便はがき

5 3

東区

役所

福

祉 部

域

ケア推進課

8

7

9 0

東陽四丁目

11

番

28

(受取人)

001

(切手を貼らずに) お出しください)

27年度 28年度

💹 被保険者数

(前期高齢者)

200

120,000

100,000

80,000

60,000

40,000

20,000

第5期実績値

(24~26年度)

第6期推計值

(27~29年度) 第7期推計值

(30~32年度)

者地域包括ケア計画

(中間のまとめ)意見草

被保険者数(人) 第1号被保険者数、認定者数の推移

29年度

(推計)

約716億円

約793億円

約912億円

400

30年度

(推計)

600

被保険者数

保険給付費等の推移

(後期高齢者)

31年度

(推計)

約13億円

800

32年度)は、比較的介護の必要第7期計画期間中(平成30~

みです。

度には約11万4千人となる見込 在、11万1、012人、平成32年

区の現状と将来推計

ることが予想されます。 れています。 齢者が大幅に増加すると推計さ ひとり暮らし高齢者や認知症高 特に75歳以上の高齢者が増加す 度現在で10万8千人となってい 万3千人になると推計していて ます。今後、平成37年度には11 区の高齢者人口は、平成28年 また、

サービス利用量もますます増

込んでいます

介護保険の現状と推計

第6期(平成27~29年度)は第

保険給付費等の推移を見ると

ると見込んでいます。

今後もサービス利用量は増加す

要介護認定者数の増加に伴い

被保険者、 認定者数ともに増

えて算定し、第6期の約1・2 費等は、過去の実績値をもとに 地域支援事業費約56億円)と見 要介護認定者数の状況等を踏ま 5期(平成24~26年度)の約1 倍 現時点での第7期の保険給付 1倍となっています。 (保険給付費約912億円、

介護保険財源の内訳(居宅給付費)

以上)数は、平成29年10月末現

本区の第1号被保険者(65歳

第7期の保険料

込んでいます

玉

東京都12.5%

25.0%

江東区 12.5%

数が大きく増加すると予想され 性が高くなる75歳以上の高齢者

介護保険料の財源は、 公費 50

施策の

介護予防の推進 基本目標1 第2部 取り組み 自立支援と

___ 1200 億円

認定者数(人) ______25,000

20,000

15,000

10,000

5,000

32年度

(推計)

□保険給付費

■地域支援事業費

約58億円

1000

認定者数

(2号含む)

約35億円

相談支援ネットワークの

する支援の充実と高齢者を支え るネットワークの整備を進めて いきます。 制を強化するとともに、地域ケ ンターを中心とする相談支援体 ア会議等の活用により個人に対

2.介護予防の推進

0

するため、高齢者が、 う心身の変化を自覚して、主体 要介護状態になることを予防 的な機関である長寿サポートセ 地域包括ケアシステムの中核

2. 事業者および介護者への支

定的確保を支援します。また、 業所等における専門的人材の安 就労促進等により、サービス事 福祉や介護の仕事の魅力発信や 供される体制を確立するため、 必要なサービスが持続的に提

な活用により保険料の上昇幅の への軽減策に加え、基金の適切 あたっては、国が示す低所得者 23%を第1号被保険者の保険料 ています。第7期ではそのうち %と保険料50%とでまかなわれ で負担します。保険料の設定に 防事業等の実施を図ります 的に健康増進に努めることが 3.生きがいづくりの支援 クラブ活動や趣味活動の支 交流の場の創設等を通じ 高齢者の生きがいづくり

効果的な介護予

9、322人が、平成32年度に

は2万2千人へと増加すると見

いては平成29年10月末現在1万

そのため、要介護認定者数につ

定されしだい算定します。 す介護報酬やその他の条件が確 抑制を図ります。 る保険料額については、国が示 なお、第7期計画期間にお 力や経験を活かし、 れまでの人生で培ってきた能 参加を後押しし、 労やボランティアによる社会 をサポートします。また、就

高齢者がこ

江東区高齢者地域包括ケア計画(中間のまとめ)の

具体的な箇所(何章何番について等)へのご意見を お聞かせください。意見募集締切:12/22(金)必着

· 地域社会

1号保険料 (65歳以上) 23.0% 2号保険料 (40~64歳) 27.0%/ りを進めます。 に貢献できるような環境づく ・認知症施策の推進

必要な支援が適切に提供され 進に取り組みます。 症に対する社会全体の理解の促 症カフェの運営等により、認知 認知症サポーターの養成や認知 る体制整備を進めます。また、 いまちづくり」を目指して、 略に基づき「認知症にやさし 国の認知症施策推進総合戦

と在宅医療・介護連携の充実 基本目標2 介護サービス

質の向上を図ります。また、必 要な介護基盤を計画的に整備し の選択を通じた介護サービスの ていきます。 二者評価等に取り組み、利用者 介護サービスの情報公表や第 介護給付等サービスの充実

の整備と住まいの確保 基本目標 3 生活支援体制

や高齢者夫婦のみの世帯などが 1.地域での支え合い体制の整備 増加するひとり暮らし高齢者

に応じた住まいが安定

のに確保

改修費の助成等により、ニーズ ができるよう、入居支援や住宅

高齢者が安心して暮らすこと

防止や負担軽減に取り組みます。 切に提供される体制を構築・維 3.介護給付の適正化 在宅で介護を行う家族等の孤立 真に必要とするサービスが適 守り活動を支援し、地 め、地域住民や地域団 え合い体制を整備します。 委員等による助け合

適正化やケアプラン・住宅改修 持していくため、要介護認定の 介護給付の適 2. 生活支援の充実 実を図り、高齢者の自立した暮 まざまな生活支援サービスの充 日常生活の中で必要となるさ

の点検等により、

正化を図ります。

らしを支えます。 3.権利擁護の推進

連携を強化し、一体的・総合的 や国・東京都等の関係機関との 行います。また、庁内関連部署 計画の進捗状況の評価、点検を とする会議を定期的に開催し、

「の推進に努めます。

4. 在宅医療・介護連携の充実

退院支援や日常の療養支援

進し、高齢者の権利を守ります。 者被害の防止等の取り の連携強化に取り組みます。ま 区民への普及啓発や関係機関と た、成年後見制度のほ 高齢者虐待を防止するため、 住まいの安定的な確保 沽用や消費 り組みを推

せるため、会議の開催等による

医療と在宅介護の連携を充実さ まざまな局面で必要となる在宅 急変時の対応、看取りなど、さ

情報連携の強化に取り組みます

第3部

い活動や見

体、民生

心域での支

向け 0)

外部有識者や区民等を構成員

できる環境づくりに取り組みま

(きりとり線)

社会的に孤立することを防ぐた 氏名 住所 40代 20代以下 30代 年齢 70代 80代以上 目的には使用しません。

※いただいた個人情報はパブリックコメント以外の

50代

60代

東

文章

3

4

ĪΞĪ

ш



2. 自立生活の支援

[施策の方向性]

障害のある人や家族への支援を充実し、入所施設・病院から地域へと移行できる体制づくりを進めます。 [施策の展開]

【 江東区役所 〒135-8383 東陽 4−11−28 ☎ 3647−9111(代)

(1) 訪問系サービス等の充実

障害者総合支援法上の訪問系サービス(居宅介護等)やその他の生活支援・介護サービスの充実を図ります。

(2) 日中活動および居住支援の充実

障害者総合支援法上の日中活動系 サービス (生活介護、就労移行支援 等) や、居住系サービス (グループホ ーム等) により、地域での自立生活 を支援していきます。

(3) 移動支援および福祉用具の利用 支援

リフト付福祉タクシーの運行など 移動に関わる支援や、補装具など福祉用具の利用を支援することで、障害者の自立と社会参加を促進し生活の質の向上を図ります。

(4) 福祉サービスの質の向上

障害者施設について、第三者機関 等によるサービス評価の実施を促す とともに、各種連絡会・協議会で議 題の検討を行っていきます。

(5) 経済的自立の支援

各種手当や年金の支給により、地域での自立生活を支援します。

(6) 新たな地域生活支援拠点の整備

障害者が日常生活支援を受けながら、地域生活へ移行することを支援するため、日中活動の場も併設した多機能型入所施設を整備します。

(7) 家族・介護者への支援

緊急一時保護やレスパイト(介護者の休養)等により、障害者を介護する方をサポートします。

3. 健康を守る保健・医療の充実

[施策の方向性]

障害の要因となる疾病の予防や早

期発見・健康維持のため、保健・医療サービス等の充実を図ります。 **「施策の展開**」

(1) 保健サービスの充実

医師や保健師等による各種相談事業や健診等により、健康維持・増進 や疾病の予防・早期発見を図ります。

(2) 医療サービスの充実

各種医療費助成制度を通じて、医療費の負担軽減を図ります。

4. ユニバーサルデザインの視点 による生活環境の改善

[施策の方向性]

障害のある人もない人も、誰もが 安全で快適に生活できるように、ユ ニバーサルデザインの視点から、生 活環境の改善を進めていきます。 [施策の展開]

(1) やさしいまちづくりの推進

円滑な移動と空間の確保に向け、 ソフトとハード両面にわたり、やさ しいまちづくりを推進します。

(2) 住宅改修・バリアフリー化

障害者が安全かつ快適に暮らせる ように、建築物のバリアフリー化を 促進します。



5. 雇用・就労の拡大

[施策の方向性]

庁内常設販売コーナー「るーくる」 の運営支援や障害者就労・生活支援 センター等を通じ、障害者の一般就 労に向けた取り組みを進めていきま す。

[施策の展開]

(1) 就労支援の充実

庁内実習事業等により障害者の就

引かせく	ください	。 意	見募集締	切:12/22	2(金)必
······					
氏名					
氏名					
	20代以		40/代	50ft	60ft

労を支援するとともに、表彰制度に より就労への意欲を高めます。

(2) 雇用・就労の場の確保

障害者雇用に関する企業の理解促進、関係機関との連携強化により、 雇用・就労の拡大を図るとともに、 継続して働けるよう職場定着支援を 行っていきます。

6. 地域活動の支援

[施策の方向性]

障害者が社会の中で、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、地域の人々と交流する機会等を 広げていきます。

[施策の展開]

(1) 生涯学習・文化活動の支援

障害のある人でも参加・利用できるメニューの拡充や環境整備を図ります。

(2) スポーツ活動の支援

障害者スポーツフェスタや各種スポーツ講座の開催、初級障がい者スポーツ指導員の養成等により、障害のある人が気軽にスポーツに参加できる環境づくりを推進します。

(3) 行政と区民との協働 (区政への参画)

関係協議会等への当事者参画を進め、協働体制を構築していきます。

7. 区民の理解と共感の醸成

[施策の方向性]

障害者施策の展開に当たっては、 区民の理解や協力が必要です。障害 に対する理解不足から生じる誤解等 を取り除き、「こころのバリアフリ 一」を広めていきます。

[施策の展開] (1) 啓発・広報活動の推進

障害者福祉大会や各種講演会等により、啓発・広報活動を推進するとともに、障害者差別解消法を周知し、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

(2) 福祉教育の推進

学校教育・生涯学習の場で、福祉 に関わるテーマでの学習会等を開催 します。

8. 安全・安心な地域生活環境の 整備

[施策の方向性]

災害時要援護者対策などの防災対策の充実を図るとともに、地域で活動するボランティアを育成し、地域で支え合う仕組みの構築に努めます。 [施策の展開]

(1) 防災・防犯対策の推進

家具転倒防止器具の取付けや、防犯・防災情報の配信、避難行動要支援者名簿の作成・活用などにより、 災害や犯罪被害の発生・拡大の防止を図ります。

(2) 地域の支えあいの推進

緊急通報システムの設置、ボラン ティアや手話通訳者・音訳者等の養 成・活動を通じ、障害者の地域での 生活を支えます。

9. 配慮を必要とするこどものための教育・療育等の充実

[施策の方向性]

発達障害などの早期発見・適切な 支援や、医療的ケア児に対する支援 の充実のため、関係機関との連携を 強化します。

[施策の展開]

(1) 乳幼児や就学前児童などに 対する健診および相談の充実

乳幼児健康診査や発達相談などを

通じて、配慮を要するこどもやその 家庭に対し、早期からの支援を進め ていきます。

(2) 療育・保育・就学前教育の充実 こども発達センターでの相談・療育事業のほか、こどもの療育等に関わる施設の連携を強化します。

(3) 特別支援教育体制の充実

「教育推進プラン・江東」に基づき、 特別支援教育を推進していきます。

(4) 放課後対策の充実

障害児の放課後活動の場を確保・ 拡大するとともに、サービスの質の 向上に努めます。

第 5 計画の推進に向けて

1. 障害者福祉に関する行政等の 体制の整備

保健・福祉・教育・雇用・まちづくりなど、関係部署や区役所以外の 関係機関との連携を強化します。

2. 区と区民・関係団体・地域 自立支援協議会との連携強化

計画の策定および実施に当たっては、障害者団体や区民等との連携や 参画を進めます。

3. 計画の進行管理と評価

計画の実施に当たっては、江東区障害者計画・障害福祉計画推進協議会において、計画の進行管理や点検・評価を行っていきます。

第 目標値とサービス見込み 6 章 (第5期江東区障害福祉計画)

1. 目標値の設定と目標達成に 向けた施策の推進

国の指針に基づき、地域の実情に 応じて、施設入所者等の地域移行や、 地域生活支援施設等の整備、福祉施 設から一般就労への移行に関する目 標値を定めます。

2. サービス必要量の見込みと確保のための方策

障害者総合支援法で定める障害福祉サービスの種類ごとに、平成30~32年度の、各年度におけるサービス見込み量を設定します。

3. 地域生活支援事業に関する 事項

地域生活支援事業とは、障害者総合支援法に基づき、区市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。 障害福祉サービスと同様、各事業について、平成30~32年度の見込み量を設定します。

第 目標値とサービス見込み 7 (第1期江東区障害児福祉計画)

1. 目標値の設定と目標達成に 向けた施策の推進

障害児およびその家族に対する支援について、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、障害児通所支援や相談支援などに関する目標値を定めます。

2. サービス必要量の見込みと確保のための方策

児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスの種類ごとに、平成30~32年度の、各年度におけるサービス見込み量を設定します。

 \bigcirc

者計画。道書福礼計画。 パブリックコメント(意見募集)を

区では、障害者福祉に関する基本的な計画である「江東 区障害者計画」と「第5期江東区障害福祉計画」、「第1期江東 区障害児福祉計画 | の策定作業を進めています。

このたび、これらの計画の素案がまとまりましたので、 その概要をお知らせするとともに、皆さんからのご意見を 募集します。

素案に対するご意見をお寄せください

計画素案の全文は、区ホームペー ジ、こうとう情報ステーション(区 役所2階)、障害者支援課(区役所隣 防災センター2階17番)、保健所およ び各保健相談所・出張所・図書館で 閲覧できます。

いただいたご意見や区の考え方は、 後日、区報・区ホームページで公表 します。なお、ご意見に対する個別 回答は行いませんので、あらかじめ ご了承ください。

「意見の募集期間」

12/1(金)~22(金)必着

[意見の提出方法]

①氏名②住所(区外の方は在勤・在 学等も) ③年齢④ご意見を記入し、 郵送(区報掲載のはがき等)・ファク スまたは、障害者支援課窓□へ。区 ホームページからも提出できます (電話受付は行いません)。

問 障害者支援課施策推進係

☎3647-4749、FAX3699-0329 [今後のスケジュール]

意見募集締切後、平成30年3月に 計画策定し、区議会への報告および、 区民への公表を予定しています。

多
▲ 共生社会の実現へ向けて(写真は区内障実者通所支援施設)

▲共生社会の実現へ回けて(与具は区内障害者連所支援施設)

施策の方向と展開

1. 相談・情報提供体制の充実と コミュニケーションの支援

[施策の方向性]

利用者本位の考え方に基づく相談 支援の充実と更なる利便性の向上、 障害特性に応じた情報提供体制やコ ミュニケーション支援の充実を図っ ていきます。

「施策の展開]

(1) 相談支援および権利擁護体制の

料金受取人払郵便

深川局承認

6188

差出有効期間 平成29年12月

28日まで

(きりとり線)

障害者の地域での自立生活を支援

するため、相談支援体制および権利 擁護体制の充実を図ります。

(2) 情報バリアフリー化の推進

点字による広報、防犯や防災等の 各種情報のメール通知など、障害特 性に配慮した情報提供に努めるとと もに、パソコン講習会の開催による 情報活用能力の開発などを進めます。

日時

場

集合

人対象・定員

費 費 用

内 内容

師

講師

保

時保育

締締切日

申 申 込

問

問合先

HP

ホームページ

е

Eメール

(3) コミュニケーション支援の充実

手話通訳者の派遣、点字への翻訳 など、障害のある人とない人との相 互のコミュニケーションの充実を図 ります。 (3面へ続く)



計画素案の説明会を開催しま す。(各回とも同じ内容、手 話通訳・要約筆記あり) 時 陽 右表のとおり 伸 当日直 接会場へ

			区役所7階第71~73会議室	
	12/8 (金)	14:00~16:00	豊洲文化センター8階第2研修室(豊洲2-2-18)	
Ī	12/13 (水)	14:00~16:00	総合区民センター7階第4・5 会議室(大島4-5-1)	
	12/15 (金)	10:00~12:00	砂町区民館3階タウンホール (北砂4-7-3)	
L	(並)	14:00~16:00	区役所7階第71~73会議室	

江東区障害者計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画(素案)の概要

計画策定の基本的 考え方

1. 計画策定の目的

 \bigcirc

 \bigcirc

本区の実情や国の制度改革の動向、 社会の変化等も踏まえ、障害のある 人もない人も、誰もが地域社会の一 員として支えあい、障害者の自立し た地域生活をより充実していくため に、新たな計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

「江東区障害者計画」は、障害者基 本法に基づく計画で、本区の障害者 施策の基本指針となるものです。ま た、「江東区障害福祉計画」は障害者 総合支援法に、「江東区障害児福祉 計画」は児童福祉法に基づく計画で 福祉サービスの必要見込量等を設定 するものです。

3. 計画の期間

江東区障害者計画は平成30~35年 度の6年間、江東区障害福祉計画と 江東区障害児福祉計画は、平成30~ 32年度の3年間の計画とします。

4. 実効性のある取り組みの推進

原則1年に1回、前年度の実績を把 握し障害者施策や関連施策の動向も 踏まえて、計画の分析・評価を行い、 必要に応じて計画の変更、事業の見 直しを行います。

障害者の現状

本区では、人口の増加に伴い障害 のある人の数も増加傾向にあります。 また、障害者に対する支援(行政の 施策)は、各種の相談窓口、障害者手 帳の交付、手当・年金などの支給、 居宅介護など福祉サービスのほか、 教育関係、雇用・就業関係など、多 岐にわたります。

基本理念、基本目標

本計画では、現行計画を受け継い で3つの基本理念を掲げ、基本目標、 施策の柱について、下表のように体 系立てています。

基本理念	基本目標	施策の柱
		1 相談・情報提供体制の充実とコミュニケーションの支援
共生社会の実現	障害者の地域生活の確立	2 自立生活の支援
八工江五〇天弘		3 健康を守る保健・医療の充実
		4 ユニバーサルデザインの視点による生
障害者の自立支援	障害者の社会参加・参画の	活環境の改善
	推進	5 雇用・就労の拡大
		6 地域活動の支援
" T = == + 1	共に支えあう地域社会の構	7 区民の理解と共感の醸成
生活の質の向上	築	8 安全・安心な地域生活環境の整備
	配慮を必要とするこどもの 支援体制の充実	9 配慮を必要とするこどものための教育・療育等の充実

郵便はがき

3 | 5 | 8 | 7 9||0

001

(切手を貼らずに)お出しください)

区 所 祉

部

江

%陽四(受取 目 11 畨 28

口小

施

ի իրայինի ինկանի անականական անականում անականում անականում անականում անականում անականում անականում անականում անա

お届けしています

うとう区報は発行日から ご家庭・事業所等で配布が必要ない場合や、配布部数の変更を希望 3日かけて郵便ポストへ される場合は、全戸配布コールセンター(平日および配布日の9:00~ 19:00) ☎3950-3070へ 読み終わった区報は古紙回収へ

TOKYO 2020 オリンピック・パラリンピックを 成功させよう!